

## 悪臭防止法の概要

悪臭防止法 昭和46年6月1日法律第91号

### <目的>

工場その他の事業場（以下「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

### <規制地域>

岐阜市長は、生活環境を保全する観点から、住居が集合している地域、病院または学校の周辺地域、その他の悪臭を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を、規制する地域として指定します。

### <規制基準>

岐阜市長は、環境大臣が定める範囲内において、規制地域内の事業場における事業活動に伴い発生する悪臭の排出について、特定悪臭物質又は臭気指数の規制基準を定めます。

### <事業場の規制>

規制地域内に事業場を設置している者は、すべて、その規制地域についての規制基準を遵守しなければなりません。

### <事故時の措置>

規制地域内に事業場を設置している者は、悪臭を伴う事故の発生が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に適合せず、又は適合しないおそれが生じたときは、直ちに、岐阜市長に通報し、その事故の応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければなりません。

### <悪臭が生ずる物の焼却の禁止>

住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはいけません。快適な生活を送るうえで当然に必要な住民のモラルであるため、違反者に対する罰則の規定は設けられていません。

### <水路等における悪臭の防止>

下水溝、河川、池沼、港湾その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないよう、その水路又は場所を適切に管理しなければなりません。